

福祉用具貸与・販売サービス重要事項説明書

1. 事業所の体制等

事業所名	肴場商事有限会社
介護保険事業所番号	4270202148
居宅サービスの種類	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売
管理者名	肴場 浩二
連絡先	0956-58-2235
緊急時の連絡先	090-8913-9009
消毒・保管委託契約先	株式会社ニシケン
通常のサービス実施地域	佐世保市・西海市・東彼杵郡但し離島を除く。

2. 事業所の体制等

職 種	人 員	従事するサービスの種類・業務
管 理 者	1名（兼務）	・営業統括及び業務管理
福祉用具専門相談員	2名（常勤2名）	・福祉用具の選定 ・福祉用具の貸与・販売 ・住宅改修の相談・見積り・施工

3. 事業の目的

肴場商事有限会社が開設する指定福祉用具貸与・販売事業所が行う指定福祉用具貸与・販売の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理者に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具（法第七条十七項により厚生労働大臣が定める福祉用具を言う）を提供する事を目的とする。

4. 営業時間

- （営業時間） ・月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30
（休 日） ・土、日曜日
・夏期休暇 8月13日～8月15日
・年末年始休暇 12月30日～1月 3日

5. サービス利用料金及び利用者負担のお支払方法

- （1）福祉用具貸与のサービスをご利用する場合、表示料金の1割または2割を毎月、自己負担として頂く事になります（但し生活保護世帯を除く）。介護保険外のサービスとなる場合、又はサービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、その金額を自己負担として頂きます。
（居宅サービス計画書「ケアプラン」を作成して頂く際、介護支援専門員「ケアマネージャー」にご相談下さい。）

- (2) 居宅サービス計画書「ケアプラン」を作成しない場合、又特定福祉用具の購入、住宅改修サービスなど「償還払い」となる場合には一旦利用料の全額（10割）をお支払い頂き、その後、お住まいの市町村に対して領収書他必要書類を添付して保険給付額分（9割または8割）を請求し還付を受ける事となります。
- (3) 搬入、搬出につきましては、お客様の希望される日時・場所に従います。
基本的に搬入、搬出の際料金は頂きませんが、次の場合にはお客様にご了承の上、掛かった費用を別途お支払い頂きます。
- ・ 搬入、搬出の際、特別な作業や措置が必要な場合
 - ・ 通常サービス地域として登録した外の搬入、搬出業務
 - ・ 契約期間中にお客様のご都合により貸与商品の移動を行う場合
 - ・ 厚生労働省の定める地域での搬入、搬出業務の場合、初回月のみ特別加算額の1割
- (4) 貸与の期間は1ヶ月単位ですが、開始月と終了月の利用料は次の通りです。
- ① レンタル開始月の利用料
- ・ 開始日がその月の15日以前の場合：月額レンタル料の全額
 - ・ 開始日がその月の16日以降の場合：月額レンタル料の1/2相当額
- ② レンタル終了月の利用料
- ・ 終了日がその月の15日以前の場合：月額レンタル料の1/2相当額
 - ・ 終了日がその月の16日以降の場合：月額レンタル料の全額
- ③ 但しレンタルの開始月と終了月が同月内であれば月額レンタル料全額
- (5) 一次入院等で利用されない場合は必ずご連絡下さい。ご連絡がない場合、介護保険制度上、利用料金の10割（全額）をご請求する事になります。
- (6) 初回月は、納品時に利用料金の1割または2割を現金にてお支払い頂きます。
2ヶ月目以降のお支払いは、お客様とご相談の上、毎月現金にてお支払い頂くか、又は口座振替等の方法でお願い致します。

6. 個人情報開示の同意

当従業者は、業務上知り得た利用者情報または家族情報の遵守義務がありますが、サービス向上を目的に他のサービス事業者との連携をとるなか、情報開示を行う場合があります。よって、契約時にご利用者及び家族の同意書を頂いております。

7. 緊急・事故発生時における対処方法

利用者は、指定福祉用具貸与・販売用品により事故が発生した場合、すみやかに当事業所（本説明書1の電話番号宛）、または担当者宛にご連絡をお願いいたします。必要に応じて、ケアマネージャー、市町村窓口等へ連絡等必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償も含めて対応いたします。（当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

8. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情についての対応窓口（別途添付書類有り）

9. 福祉用具貸与の消毒、保管

福祉用具貸与品の消毒・保管は株式会社ニシケンに委託し、MRガス・高温殺菌システムによる消毒・保管でご利用者にとって安全且つ安心なご利用ができるようにしています。

10. 指定福祉用具貸与の取り扱う種目

車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、痴呆性徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）。

11. 特定福祉用具販売の取り扱う種目

移動用リフトの吊り具、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽

12. 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合

利用申込者の判断能力に障害が見られる場合は家族、成年後見人、または第三者である立会人のもとに契約を行うものとする。